



情報マネジメントシステム

IMS 認証機関認定基準に関する指針MD 1

JIP-IMAC102-1.0

2008年5月15日



財団法人 日本情報処理開発協会

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号

Tel.03-3432-9386 Fax.03-3432-6200

URL <http://www.isms.jipdec.jp/>

JIPDECの許可なく転載することを禁じます

1. 目的

この文書は、JIP-ISAC100 (ISMS 認証機関認定基準及び指針) 及び JIP-ITAC100 (ITSMS 認証機関認定基準及び指針) に対する共通の指針を示すものである。

2. 指針

- 1) この指針は、財団法人日本情報処理開発協会（以下、本協会という）がIAF¹(国際認定フォーラム)指針文書IAF MD1:2007（サンプリングに基づく多数サイトの認証についてのIAF必須文書²）（以下、IAF必須文書という）の原文³を日本語に翻訳したものを使用する。この指針には、IAF必須文書の日本語訳を添付している。
- 2) この指針に添付している IAF 必須文書の日本語版に対し、“ISO/IEC 17021”は“JIS Q 17021”と読み替える。
- 3) IAF 必須文書に記載されている IAF 相互承認協定（MLA）に関する事項は、協定への加盟を想定したものであるが、加盟できる体制にあることを前提としている訳ではない。

¹ IAF : International Accreditation Forum, Inc.

² IAF Mandatory Document for the Certification of Multiple Sites Based on Sampling

³ 本協会は、IAF 指針の著作権は IAF が保持しており、正本は英語版であることを認めている。

IAF MD 1:2007

International Accreditation Forum, Inc.

国際認定機関フォーラム (IAF)



IAF Mandatory Document

IAF 必須文書

サンプリングに基づく多数サイトの認証についての

IAF 必須文書

Issue 1

(IAF MD1:2007)

日本語版について

この IAF 必須文書の日本語版は、ISMS/ITSMS 適合性評価制度の指針として使用するために、財団法人日本情報処理開発協会 情報マネジメント推進センター（以下、本協会という）が IAF の許可を得て日本語に翻訳したものである。

この IAF 必須文書の日本語版の著作権は本協会が保有する。この文書を本協会の許可なく転載することを禁ずる。

国際認定機関フォーラム (IAF) は、適合性評価サービスを提供する機関の認定のためのプログラムを運営している。このような認定によって貿易は促進され、複数認証の必要性は軽減される。

認定は、認定された適合性評価機関がその認定の範囲内で業務を実施する力量があることを、事業者及びその顧客に対して保証することにより、彼らに対するリスクを軽減する。IAF メンバーである認定機関、及びそれらに認定された適合性評価機関は、該当する国際規格及びその規格を一貫して適用するための IAF 必須文書に適合することが要求される

IAF 国際相互承認協定 (MLA) のメンバーである認定機関は、それぞれの認定プログラムの同等性を保証するため、定期的に相互の評価を実施している。IAF MLA は次の 2 段階で運営している。

- 検査機関に対する ISO/IEC 17020、マネジメントシステム認証機関に対する ISO/IEC 17021、要員認証機関に対する ISO/IEC 17024、及び製品認証機関に対する ISO/IEC Guide 65 等に対する適合性評価機関の認定に関する MLA は、フレームワーク MLA と見なされる。フレームワーク MLA は、認定された適合性評価機関が、適合性評価活動の業務遂行において同等に信頼できるという信頼を与える。
- 認定範囲として特定の適合性評価規格又はスキームをもつ適合性評価機関の認定に対する MLA は、認証の同等性に信頼を与える。

IAF MLA は、認証が市場に受け入れられるために必要な信頼をもたらす。IAF MLA 参加認定機関によって認定された、特定の規格又はスキームでの認証を取得している組織または個人は、認証取得により国際貿易を促進するものとして国際的に認められる。

Issue No 1

Prepared by: IAF Technical Committee

Approved by: IAF Members

Date: 11 October 2007

Issue Date: 20 November 2007

Application Date: 20 November 2008

Name for Enquiries: John Owen, IAF Corporate Secretary

Contact: Phone: +612 9481 7343;

Email: <secretary@iaf.nu>

IAF 必須文書への序文

この文書で用いられている“～望ましい(should)”という用語は、規格要求事項に適合するための認められた手段であることを示すものである。適合性評価機関は、認定機関に対して実証できるのであれば、同等の方法で要求事項に適合することもできる。この文書で用いられている“～なければならない(shall)”という用語は、関連する規格の要求事項を反映しているそれらの規定が必須であることを示す。

サンプリングに基づく多数サイトの認証についての IAF 必須文書

この文書は ISO/IEC 17021: 2006 の 9.1.5 の一貫した適用のために必須であり、IAF GD2: 2005 附属書 3 及び IAF GD6: 2003 の G.5.3.5 から 5.3.13 で以前規定されていた指針に基づいている。ISO/IEC 17021: 2006 のすべての箇条は引き続き適用され、この文書は当該規格のどの要求事項にも優先しない。この必須文書は、品質マネジメントシステム (QMS) 及び環境マネジメントシステム (EMS) のみに適用されるものではなく、その他のマネジメントシステムにも使用することができる。しかし、関連する規格が多数サイトについての特定の要求事項を提供したり、サンプリングの使用を除外している場合がある (例、ISO/IEC 27006, ISO/TS 22003)。

0. 序文

- 0.1 この文書は、サイトのネットワークをもつ組織のマネジメントシステムの審査、及び該当する場合には認証に関し、リストに掲げられているすべてのサイトにおける、関連する規格に対するマネジメントシステムの適合性について、審査が十分な信頼を与えること、及び審査が経済及び運営上の観点から実際的かつ実施可能であることを確実にするためのものである。
- 0.2 初回認証審査並びにその後のサーベイランス及び再認証審査は、通常は組織の認証範囲に含まれるすべてのサイトで実施されることが望ましい。しかし、認証の対象となる組織の活動が、異なるサイトにおいて、すべて組織の権限及び管理の下で類似した方法で実施されている場合、認証機関は初回審査並びにその後のサーベイランス及び再認証審査の際、サイトのサンプリングを行うための適切な手順を実施してもよい。この文書は、サンプル数及び審査工数の計算を含め、認定された認証機関にとってサンプリングの手順が認められる条件について述べる。
- 0.3 この文書は、同じマネジメントシステムの下にあっても基本的に類似していないプロセス又は活動が、異なるサイト又はサイトの組合せにおいて行われる多数サイトをもつ組織の審査には適用されない。このような状況のもとで認証機関が各サイトの通常の完全な審査において削減する条件については、削減が提案されている各サイトでその正当性が証明されなければならない。
- 0.4 この文書は、多数サイト組織の審査及び認証においてサンプリングを採用する、認定された認証機関に適用される。但し、認定された認証機関は、該当する正当性を実現できる場合に限り、例外的にこの文書から逸脱することができる。この正当性によって、リストに掲げ

られているすべてのサイトにおけるマネジメントシステムの適合性に対して同レベルの信頼が得られることを、認定機関による評価において実証しなければならない。

- 0.5 組織がサンプリングに基づく認証の対象と考えられる場合、認証機関は審査の開始前に、その組織に対してこの文書の適用について説明する準備をしなければならない。

1 定義

1.1 組織

組織という用語は、審査及び認証の対象となるマネジメントシステムを保有している企業又はその他の組織を示すために使われる。

1.2 サイト

サイトとは、組織がその業務又はサービスを実施する、常設の場所である。

1.3 一時的サイト

一時的サイトとは、特定の業務又はサービスを一定期間実施するために組織が設置するもので、常設のサイトにはならないものである(例:建設現場)。

1.4 追加サイト

すでに認証された多数サイトのネットワークに追加される新規のサイト又はサイトのグループ

1.5 多数サイト組織

多数サイト組織とは、活動を計画、管理又は運営する特定された中央機能(以下、中央事務所というが、必ずしも組織の本社である必要はない)、並びにそのような活動の全体又は一部が実施される地方事務所又は支店(サイト)のネットワークをもつ組織として定義される。

2 適用

2.1 サイト

2.1.1 サイトには、ある任意の場所で組織の管理の下に活動が実施されるすべての土地を含んでよい。例えば、関係又は関連のある、原材料、副産物、中間生産物、最終生産物、及び廃棄物の保管場所、並びに固定されているか否かに関わらず活動に関係する設備又はインフラを含む。また法律で要求されている場合には、国又は地方の許認可体制によって規定されている定義を適用しなければならない。

2.1.2 場所を明確にすることが実際的ではない場合(例: サービス)、認証の範囲はサービスの提供に加えて、組織の本社の活動を考慮に入れることが望ましい。適切な場合、認証機関は組織がサービスを提供する場所でのみ認証審査を実施することを決定してもよい。この場合、中央事務所とのすべてのインターフェースを特定し審査しなければならない。

2.2 一時的サイト

2.2.1 組織のマネジメントシステムの範囲に含まれる一時的サイトは、マネジメントシステムの運用及び有効性の証拠を提供するためにサンプリングに基づく審査の対象になる場合がある。しかし、認証機関と顧客組織との合意に基づき、一時的サイトを多数サイト認証の範囲に含めてもよい。認証範囲に含める場合、そのようなサイトは一時的サイトとして特定されなければならない。

2.3 多数サイト組織

2.3.1 多数サイト組織は、単一の法人組織である必要はないが、すべてのサイトは組織の中央事務所と法的又は契約による関係を持ち、中央事務所によって策定、構築され、継続的な監視及び内部監査の対象となる、共通のマネジメントシステムの管理下になければならない。すなわち、中央事務所はどのサイトであれ是正処置が必要な場合、それを実施することを要求する権利をもつ。該当する場合、このことは中央事務所とサイトとの間で正式な合意事項として規定することが望ましい。

考えられる多数サイト組織の例:

- フランチャイズ方式で運営している組織
- 販売事務所のネットワークをもつ製造会社(この文書は販売ネットワークに適用される)
- 類似するサービスを提供する多数サイトをもつサービス企業
- 多数の支店をもつ企業

3 組織がサンプリングを実施するための適格性

- 3.0.1 すべてのサイトで実施されるプロセスは、ほぼ同じ種類のものであり、類似した方法及び手順に従って運用されていなければならない。検討中のサイトのいくつかは、類似した活動を実施しているが、他のサイトと比較してプロセスが少ない場合、大部分のプロセス、又は重要なプロセスを実施するサイトが完全な審査の対象となっていれば、多数サイト認証に含まれる適格性がある場合がある。
- 3.0.2 異なる場所にあるプロセスを関連づけて事業を実施している組織も、この文書の他の規定をすべて満たしていればサンプリングについての適格性がある。各場所のプロセスが類似してはいないが、明確に関連づけられている場合、組織が実施している各プロセスにつき少なくとも一例ずつをサンプリング計画に含めなければならない(例:ある場所で電子部品の製造を行い、同一企業の他のいくつかの場所で同じ部品の組立てを行っている場合)。
- 3.0.3 組織のマネジメントシステムは、中央で管理及び運営された計画のもとで実施され、中央によるマネジメントレビューを受けなければならない。すべての関連サイト(中央運営機能を含む)を組織の内部監査プログラムの対象とし、そのプログラムに従って、認証機関が審査を開始する前に監査を実施しておかなければならない。
- 3.0.4 組織の中央事務所は、審査に関連するマネジメントシステム規格に従ってマネジメントシステムを確立していること、及び組織全体がその規格の要求事項を満たしていることを実証しなければならない。これには、関連する規制についての配慮も含めなければならない。
- 3.0.5 組織は、中央事務所及びその権限を含むすべてのサイトからデータ(次の事項を含めるが、これに限定されるものではない)を収集し分析する能力を実証できることが望ましく、また必要に応じて組織の変更を行う権限及び能力を実証できることが望ましい。
- システム文書及びシステムの変更
 - マネジメントレビュー
 - 苦情
 - 是正処置の評価
 - 内部監査の計画作成及び結果の評価
 - 環境マネジメントシステム(EMS)についての環境側面及び関連する環境影響の変更
 - 様々な法的要求事項

-
-
- 3.0.6 “多数サイト組織”の定義を満たす組織のすべてがサンプリングについて適格であるわけではない。
- 3.0.7 すべてのマネジメントシステム規格が多数サイト認証の検討に適しているわけではない。例えば、分野に限定した変動する要因を審査することが規格の要求事項である場合は、多数サイトサンプリングは適さない。自動車(TS 16949)、航空宇宙(AS 9100 シリーズ)など、特定の規則が適用されるスキームもあり、その場合はそのスキームの要求事項を優先しなければならない。
- 3.0.8 認証機関は、審査の対象となるマネジメントシステムの有効性について十分な信頼を得るためにはサイトのサンプリングを行うことが不適切な場合、そのようなサンプリングを制限するための文書化された手順をもつことが望ましい。この制限は、次の事項を考慮して認証機関が明確にすることが望ましい。
- 認証範囲となるセクター又は活動(すなわち、そのセクター又は活動に関連するリスク又は複雑度の評価に基づくもの)
 - 多数サイト審査の対象として適格であるサイトの規模
 - マネジメントシステムを導入する地域による違い。例えば、実施している活動、若しくは契約又は規制制度における差異に対処するため、マネジメントシステムの範囲で策定される計画の使用に頻繁に依存する必要性
 - 組織のマネジメントシステムの下で運用するサイトで、認証範囲には含まれない一時的サイトの使用

4 認証機関の適格性

4.0.1 認証機関は審査プロセスを開始する前に、組織に対しこの文書及び関連するマネジメントシステム規格の適用について情報を提供しなければならず、満たされていない規定があった場合は次のプロセスに進まないことが望ましい。認証機関は、初回審査の間に不適合が検出された場合登録証は発行されないことを、審査プロセス開始前に組織に通知することが望ましい。

4.1 契約内容のレビュー

- 4.1.1 認証機関の手順では、初回の契約内容のレビューで、サンプリングのレベルを決定するための基礎として、認証の対象となるマネジメントシステムの範囲に含まれる活動の複雑度及び規模、並びにサイト間の違いを特定することを確実にすることが望ましい。
- 4.1.2 認証機関は認証活動の提供に対し法的拘束力をもつ合意を結ぶ、組織の中央機能を特定しなければならない。

4.1.3 認証機関は、各個別の事例において、組織のサイトが同一の手順及び方法に従ってほぼ同一の種類のプロセスをどの程度運用しているかをチェックしなければならない。他のサイトと比較してプロセスは少ないが類似したプロセスを実施しているサイトについては3.0.1を、関連性のあるプロセスを含むサイトについては3.0.2を参照のこと。多数サイトサンプリングの実施に含めるよう提案されているすべてのサイトが適格性の規定を満たしていることについて、認証機関による明確な調査が行われた場合にのみ、サンプリングの手順を個別のサイトに適用できる。

4.1.4 認証の対象となる活動を実施するサービス組織のサイトのすべてが、認証のために同時に提示する準備が整っているわけではない場合は、組織が認証に含めたいサイト、及び除外したいサイトについて事前に認証機関に連絡することを要求しなければならない。

4.2 審査

4.2.1 認証機関は、多数サイト認証手順の対象となる審査を扱うための文書化された手順をもたなければならない。この手順は、同じマネジメントシステムがすべてのサイトでの活動を管理しており、実際にすべてのサイトに適用されていること、及び箇条3で述べた組織の適格性基準のすべてが満たされていることについて、認証機関が確信できるように確立しなければならない。この要求事項は、電子文書、プロセス管理又は他の電子的プロセスが使用されているマネジメントシステムにも適用される。認証機関は多数サイトの手法を進める根拠の正当性を証明し、記録しなければならない。

4.2.2 複数の審査チームがサイトのネットワークの審査又はサーベイランスに関与している場合、認証機関はすべての審査チームからの所見を集約し、統合報告書を作成する責任を負う1名の審査リーダーを指名することが望ましい。

4.3 不適合

4.3.1 ISO/IEC 17021 9.1.15 (b)に規定されているとおり、組織の内部監査又は認証機関による審査によって、不適合がどこか個別のサイトで検出された場合、他のサイトも影響を受けているかどうか判断するために調査を行うことが望ましい。従って認証機関は組織に対し、不適合が他のサイトにも該当するシステム全体の不備を示唆しているかどうか判断するために、不適合のレビューを行うように要求することが望ましい。システム全体の不備を示唆しているとわかった場合、中央事務所及び影響を受けた個別のサイトの両方で是正処置を行い、検証することが望ましい。システム全体の不備を示唆していないとわかった場合は、組織は認証機関に対しフォローアップは是正処置を限定的なものにすることを正当性を実証できることが望ましい。

4.3.2 認証機関はこれらの処置の証拠を要求し、管理が再構築されていることを確信するまでサンプリングの頻度及び/又はサンプル数を増やさなければならない。

4.3.3 ISO/IEC 17021 9.1.15(b)で規定されているとおり、意思決定プロセスに際していずれかのサイトに不適合があった場合、十分な是正処置がとられるまでは、リストに掲げられているサイトのネットワーク全体について、認証を拒否しなければならない。

4.3.4 ある単一のサイトでの不適合の存在によって生じた障害を克服するために、組織が認証プロセスにおいて、「問題のある」サイトを適用範囲から除外しようとすることは認められない。サイトの除外は、事前にのみ合意され得る(4.1.4 参照)。

4.4 認証文書

4.4.1 認証範囲に含まれる各サイトが認証機関によって個別に審査されている、又はこの文書で概説するサンプリングの手法により審査されている場合に、多数サイトをすべて掲載する認証文書を発行できる。

4.4.2 認証機関は、認証機関が選択する手段によって、被認証組織に対して認証文書を提供しなければならない。その認証文書はあらゆる面で ISO/IEC 17021 を順守していなければならない。

4.4.3 認証文書には、組織の中央事務所の名称及び所在地、並びに認証文書が関係するすべてのサイトのリストを含めなければならない。認証文書に記載される認証範囲又はその他の引用は、認証された活動がリストに掲載されたサイトのネットワークによって実施されていることを明確にしなければならない。サイトの認証範囲が組織の全体的範囲の一部としてのみ発行されている場合は、それがすべてのサイトに適用可能であることを明記しなければならない。一時的サイトが範囲に含まれる場合は、それが一時的サイトであることを認証文書の中で特定しなければならない。

4.4.4 認証範囲となっている各サイトに対する認証文書は、それが同じ認証範囲、又はその下位範囲について記述し、主たる認証文書を明確に引用していれば、組織に対して発行してもよい。

4.4.5 中央事務所又はいずれかのサイトが認証の維持に必要な規定を満たしていない場合、認証文書は全面的に取り消される。

4.4.6 サイトのリストは認証機関が常に更新しなければならない。そのため、認証機関は組織に対し、認証範囲に含まれているサイトの閉鎖について通知するよう要求しなければならない。このような情報の提供を怠った場合、認証機関はこれを認証の誤用と見なし、手順に従ってしかるべき処置をとることが望ましい。

4.4.7 サーベイランス又は再認証活動、若しくは範囲の拡大の結果として、既存の認証に対してサイトを追加することができる。認証機関は新規サイトの追加について文書化された手順をもたなければならない。

5 サンプルング

5.1 方法論

5.1.1 サンプルは、以下に規定する要因に基づいて一部は選択的、一部は非選択的なものにするのが望ましく、その結果、サンプルングの無作為要素を排除することなく、代表とするに十分な範囲から異なるサイトを選択することが望ましい。

5.1.2 少なくともサンプルの 25%は無作為に抽出することが望ましい。

5.1.3 その他のサンプルは、次に述べる条件を考慮に入れて、登録証の有効期間内に選択されるサイト間の差異ができる限り大きくなるように選択されることが望ましい。

5.1.4 サイトの選択にあたっては、特に次の側面を含めてよい。

- サイトの内部監査及びマネジメントレビューの結果、若しくは以前の認証審査の結果
- 苦情、並びに是正処置及び予防処置の関連する側面の記録
- サイトの規模における大きな違い
- 交代勤務の形態及び作業手順の違い
- マネジメントシステム及びサイトで実施されるプロセスの複雑度
- 前回の認証審査からの変更
- 組織のマネジメントシステム及び知識の成熟度
- 環境問題、並びに環境マネジメントシステム(EMS)についての環境側面及び関連する環境影響
- 文化、言語及び規制要求事項における違い
- 地理的分散

5.1.5 審査プロセスの開始時に選択を行う必要はない。中央事務所での審査終了時に選択することもできる。いずれの場合も、サンプルに含まれるサイトについて中央事務所に通知しなければならない。これは比較的短い予告期間で行ってもよいが、審査の準備のために十分な時間的猶予を与えることが望ましい。

5.2 サンプル数

5.2.1 多数サイト組織の審査及び認証の一部としてあるサイトの審査を行う場合には、認証機関は使用するサンプルを決定するための文書化された手順をもたなければならない。その際には、この文書に記述するすべての要因を考慮に入れることが望ましい。

-
-
- 5.2.2 認証機関は、この文書に従って多数サイトサンプリングを運用していることの正当性を証明するため、各サンプリングの適用状況について、記録をもたなければならない。
- 5.2.3 各サイトの従業員が 50 名未満、リスクレベルが低から中程度の活動の例に基づいた計算の例を次に示す。審査ごとに訪れなければならない最少のサイト数は次のとおりである。
- **初回審査:** サンプル数は、離れたサイトの数の平方根であることが望ましい:
($y=\sqrt{x}$), 小数点以下は切上げ
 - **サーベイランス審査:** 年間のサンプル数は、離れたサイトの数の平方根に 0.6 を乗じたものであることが望ましい:($y=0.6\sqrt{x}$), 小数点以下は切上げ
 - **再認証審査:** サンプル数は、初回審査と同じであることが望ましい。但し、マネジメントシステムが過去 3 年間に於いて有効であることが証明されていれば、サンプル数は、0.8 倍に削減することができる。すなわち:($y=0.8\sqrt{x}$), 小数点以下は切上げ
- 5.2.4 認証機関はマネジメントシステムの中で、上で適用する活動のリスクレベルを明確にすることが望ましい。
- 5.2.5 中央事務所は、初回認証及び再認証の審査では毎回、並びにサーベイランスの一部として最低年に一回審査されなければならない。
- 5.2.6 認証の対象となるマネジメントシステムの範囲に含まれる活動のリスク分析を認証機関が行った結果、次のような要因に関し特別な状況であることがわかった場合、サンプル数又は頻度を増加することが望ましい。
- サイトの規模及び従業員の数(例:1 サイトにつき従業員が 50 名以上)
 - 活動及びマネジメントシステムの複雑度又はリスクレベル
 - 作業慣行の違い(例:交代勤務)
 - 実施している活動の違い
 - 環境マネジメントシステム(EMS)についての環境側面及び関連する環境影響の重要度及び範囲
 - 苦情、並びに是正処置及び予防処置の関連する側面の記録
 - 多国間に関連する側面
 - 内部監査及びマネジメントレビューの結果

5.2.7 組織が階層的な支店体制(例, 本社(中央)事務所, 国内事務所, 地域事務所, 地方支店)をもっている場合, 上で明確にされた初回審査のサンプリングモデルを各レベルに適用する。

例:

本社事務所 1 箇所: 審査サイクルごとに訪問(初回, サーベイランス, 又は再認証)

国内事務所 4 箇所: サンプル 2 箇所, うち無作為抽出は少なくとも 1 箇所

地域事務所 27 箇所: サンプル 6 箇所, うち無作為抽出は少なくとも 2 箇所

地方支店 1700 箇所: サンプル 42 箇所, うち無作為抽出は少なくとも 11 箇所

5.3 審査工数

5.3.1 個々のサイトに費やす審査工数は検討すべき重要な要素の一つであり, 認証機関は審査工数の割当てについての全体方針の観点から, 多数サイトの審査に費やす工数の正当性を証明する用意をしておかなければならない。

5.3.2 本社事務所を含めたサイトごとの人・日数は, 関連する規格に対する人・日の計算方法についての最新の IAF 指針文書を参考に, サイトごとに計算することが望ましい。

5.3.3 中央事務所及び/又は地方サイトに関係のない箇条を考慮した上で工数を削減してもよい。認証機関は, そのような削減の正当性を証明するための理由を記録しなければならない。

注記: 大部分のプロセス, 又は重要なプロセスを実施しているサイトは, 削減の対象にはならない(3.0.1 参照)。

5.3.4 初回審査及びサーベイランスに費やす工数の合計は, 各サイト及び中央事務所に費やす工数の合計であり, すべての作業が単一のサイトで行われている場合(すなわち, 企業のすべての従業員が同じサイトで作業している場合)の業務の規模及び複雑度に関して算出された工数を下回らないことが望ましい。

5.4 追加サイト

5.4.1 すでに認証を受けている多数サイトネットワークに加えるために新規サイトのグループの認証を申請する場合, 各新規サイトのグループを独立したセットとしてサンプル数を決定することが望ましい。新規サイトのグループを登録証に含めた後は, 新規サイト数をすでに認証されているサイト数に追加して, 将来のサーベイランス又は再認証審査のためのサンプル数を決定することが望ましい。

多数サイトサンプリングに基づく認証についての IAF 必須文書終わり。

追加情報

本指針又はその他の IAF 文書について、追加情報が必要な場合は、IAF メンバー又は IAF 事務局にお問い合わせください。

IAFメンバーの詳細連絡先については、IAF Webサイト参照 <<http://www.iaf.nu>>

事務局—

John Owen,

IAF Corporate Secretary

電話 +612 9481 7343

Eメール secretary@iaf.nu